

議案第 4 3 号

財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産（動産）を取得するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年紫波町条例第 9 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する財産

- | | |
|------------|-----------------------------|
| (1) 名 称 | 学習者用タブレット端末 |
| (2) 規格及び数量 | タブレット端末 2, 5 7 6 台 |
| (3) 取得予定価格 | 1 3 4, 1 1 4, 2 8 8 円 |
| (4) 取得の相手方 | |
| 住 所 | 岩手県北上市村崎野 1 9 地割 1 1 6 番地 4 |
| 名 称 | 株式会社システムベース |
| | 代表取締役社長 折 笠 英 輝 |

2 取得の方法 買入れ

令和 8 年 6 月 2 日提出

紫波町長 鎌 田 千 市

理由

学校教育の用に供するため、学習者用タブレット端末を買入れしようとするものである。
これが、この議案を提出する理由である。